令 6.11.25 受 理

## (件 名)

公園に子供たちが安全にボール遊びができる専用スペースを設置することについて

## (陳情の要旨)

私が住む団地の部屋のすぐ目の前に集会所と公園がある。公園には遊具が少しあるほか、砂場や 鉄棒もあり、遊具の隙間で子供たちがドッジボールをしている。そのボールが団地内の道路や駐車 場に飛んでいくこともあり、先日は駐車場に停めてあった車に当たり、跡がついていた。幸い傷は ついていなかったが、車の持ち主は困った顔をされていた。

また、ボールが道路に転がり、危うく子供が車にひかれそうになることもあった。

公園の目の前の部屋には、子供たちの声と時々、倉庫の壁に「バン」とボールの当たる音が響き、 体調が悪くて休んでいるときなどはそれらが苦痛である。

しかしながら、子供たちに「ボール遊びをするな」とは酷であることから言いたくない。近くの大きな公園は、現在、「ボール遊び禁止」となっているようであり、子供たちは団地内の狭い公園に集まってくる。これでは、子供たちがかわいそうであり、また、公園の目の前の住民が困っていることから、安心してボール遊びができ、迷惑とならない場所を作っていただきたい。

学校の体育の時間と違い、異なる年齢の子供たちが一緒に遊ぶことができる時間はとても貴重だと思う。時間を決めて校庭を開放するなどの方法があればよいと思うが、先生方の負担は増やしたくない。

ついては、大きな公園にボール遊びができる専用スペースを設置、もしくは、団地内の公園に柵で囲った専用スペースを設置していただくよう陳情する。